

第2回下川町農業振興審議会 審議概要

1 会長挨拶

2 議 案

(1) 第1回審議会の内容について

事務局:資料に基づき説明

(2) 下川町の農業の現状について

事務局:資料に基づき説明。

(3) 生産組織・農業団体のヒアリング結果について

事務局:資料に基づき説明

委 員:堆肥購入の補助は、なくなったのか。

事務局:なくなった。

委 員:町の完熟堆肥を使用しているが、草の種が死んでおらず堆肥から雑草が生えてくる。

事務局:指定管理先に連絡して確認する。

委 員:堆肥に水分調整剤として入れているのは、もみ殻のみなのか。

事務局:その通りである。

委 員:(3)生産組織・農業団体ヒアリング内容の4ページにある無駄なことばかりとはなにを指しているのか。

事務局:具体的な内容については確認していない。

委 員:下川町でIoTを導入してる農家戸数は何件あるのか。

事務局:町の補助事業を使用して環境モニターと自動巻き上げ機を導入している農家は10戸である。

委 員:IOTを導入し、データをメーカー側に渡すことでこちらに利益はないのか。

事務局:ない。導入して蓄積したデータをメーカーに分析してもらっている状況。スマート農業研究会では、今後モニターや自動巻き上げ機など独立しているものを、1つの機械で制御して管理できるようにしたい。

委員：国産のメーカーなのか。

事務局：その通りである。下川町に入ってきたメーカーで事務所もある。現在は、しいたけ工場で使用しており、トマト栽培にも活用できないかという事で始まった。下川オリジナルのやり方を一緒に作り上げ、低コストで活用したいと考えている。

委員：前向きに進め、ほかの市町村と差をつけるべき。

委員：施設園芸において、新品種の導入に対して補助はあるのか。

事務局：視察などの調査費に対して補助がある。

委員：新中核的農業担い手対策事業の補助は、新規就農者も使用することは可能なのか。

事務局：条例が違うため難しい。

委員：新規就農予定者に、住宅と農地をセットで紹介できないのか。

事務局：紹介しているが、需要とマッチしない。

(4) 下川町農業振興基本条例の基づく施策利用実績について

事務局：資料に基づき説明

委員：新中核的農業担い手対策事業の(1)は使用されているのか。

事務局：2、3年は使用されてなかったが、今年1件の申請があった。個人の申請が中心であるが団体も可能である。

委員：IOTの導入には使用できるのか。

事務局：コンセプトは、今までやったことない取り組みに対して補助するものである。

委員：農業振興事業の(5)は使用されているのか。

事務局：あまり使用されてない。今後、土壌消毒などの生産技術向上の部分で使用されると考えている。

委員：農業振興事業の(5)が対象となるのは、国・道の補助を活用した残りが対象になるのか。

事務局：そうである。

委員：ハウスの老朽化による更新に対しては農業振興事業(2)を使用できるのか。

事務局：同じ規模で同じ場所にただハウスを更新する場合には、該当しない新しい事業を始めることや、経営面積を広げたいという場合に補助

する。

委員：新中核的農業担い手対策事業(2)、(5)は使用されてるか。

事務局：(2)は使用実績がある。個人に対しての補助になり、新中核的農業担い手対策事業(5)は団体に足しての補助である。

委員：上記に属さない事業を使用したことはあるか。

事務局：婚活事業で使用した。

委員：新規就農者に対する補助はどれになるのか。

事務局：別の条例にある。

(5)その他

4 閉 会